

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

### 対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

### 手当を受けられない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けられる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

### 支給額

支給される手当の月額額は障害児1人につき1級（重度障がい児）51,450円、2級（中度障がい児）34,270円となっています。

※手当額は毎年度変更になる可能性があります。

### 特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期（12月～3月分） 4月11日 （※11日が土曜日、日曜日にあたる

8月期（4月～7月分） 8月11日 ときはその週の金曜日）

12月期（8月～11月分） 11月11日

### 申請に必要なもの

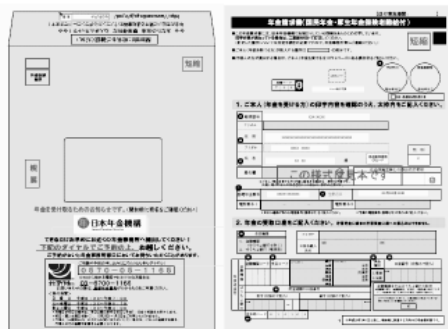
- ・印鑑
- ・請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- ・世帯員全員の住民票
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金（貯金）通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード等

※この他にも個別の事由により必要な書類があります。

※詳しくは牟岐町住民福祉課までお問い合わせください。TEL 72-3416

## 「短縮年金(黄色の封筒と請求書が届いていませんか?)」

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。しかし、平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。該当の方には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した年金請求書及び年金の請求手続きのご案内が日本年金機構からご本人あてに順次送付されています。



このような、年金請求書（短縮用）が届いている方は、年金事務所等でお手続きをしてください。

年金相談のご予約等は

「ねんきんダイヤル」：TEL0570-05-1165

「徳島南年金事務所 お客様相談室」：TEL088-652-1511

「浜の家出張相談」：TEL088-652-1511（下記日程の通り、要予約）

相談場所	受付時間	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牟岐町高齢者交流施設浜の家	午前10時～午後3時	5日 (木)	阿南市	7日 (木)	阿南市	1日 (木)	阿南市